在宅患者連携情報提供書の運用マニュアル

１．目的

　訪問診療を行っている患者さんの情報を事前に登録しておくことにより、緊急時の治療を迅速かつ適切に行えるようにする。

２．運用範囲

　新城市内の全医療機関

３．対象

　新城市内の医療機関（かかりつけ医）

訪問診療を受けている患者で、かかりつけ医が必要と判断した者

４．運用方法

　１）かかりつけ医は個人情報に配慮し、患者・家族の同意を得て「在宅患者連携情報提供書の承諾について」を作成し、「在宅患者連携情報提供書」で情報提供をする。

　２）新城市民病院は、緊急受け入れ時患者情報として「在宅患者連携情報提供書」を活用する。（不足の情報がある場合は、随時かかりつけ医と連絡調整を行う）

　３）記載者、記載方法

　　　・用紙は、ほいっぷネットワークよりダウンロードする。

または、新城市福祉課高齢者支援室が用意する。

　　　・記載者：かかりつけ医　⇒　基本事項、医学管理等（延命治療の希望を含む）

　　　　　　　：ケアマネジャー⇒　その他

　４）提供ルート・登録

　　　・情報用紙はかかりつけ医が確認後、原本を新城市民病院へ提出し、かかりつけ医、ケアマネジャーはコピーを各一部保管する。

　　　・新城市民病院地域医療連携室が情報用紙を電子カルテに登録する。

　５）登録解除

　　　・対象者が死亡した場合、緊急時のバックアップの必要がなくなった場合（転居）は、

　　　かかりつけ医またはケアマネジャーより新城市民病院地域医療連携室へ連絡。

　６）更新

　　　・かかりつけ医は、記載内容変更時は新城市民病院地域医療連携室へ連絡する。

５．その他

・新城市民病院より問い合わせ時は情報提供する。

・問題点や変更の必要が生じた場合は、随時医師会と新城市民病院地域医療連携室、新城市福祉課高齢者支援室が協議し、新城市医師会理事会にて検討を行う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　元年　９月　新城市医師会